

令和8年4月1日から 妊婦健康診査の15回目以降の費用が助成の対象となります

母子健康手帳の交付を受けた方へ

一関市が発行した妊婦健康診査受診票（14回分）を全て使用し、妊婦健康診査が15回目以降となった場合、一旦医療機関で費用を自己負担した後、一関保健センターまたは各健康推進室で償還払いの申請をすることで助成が受けられます。

詳しい内容は以下のとおりです。

1 利用条件

- ・ 受診日が令和8年4月1日以降であること
 - ・ 受診日現在において、一関市に住所を有すること
 - ・ 妊娠40週0日以降に妊婦健康診査を実施していること
- ※ 妊婦及び胎児の健康管理上、医師が必要と判断した場合には、妊娠40週0日より前であっても助成します



2 助成の概要

- ・ 助成の上限額は、1回あたり5,790円（予定額）です。これを上回る場合、その差額は自己負担となります。
 - ・ 助成の対象は、基本的な妊婦健康診査(※)の費用です。その他の検査や治療にかかる費用自己負担となります。
- ※ 問診・血圧測定・体重測定・尿一般・保健指導
- ・ 出産に至るまでの妊婦健康診査が助成対象となります。

3 申請について

【申請時に必要なもの】

- ① 母子健康手帳（健診内容が分かるページのコピー）
- ② 医療機関が発行した領収書及び明細書の写し
（受診日、受診者氏名、領収費用、医療機関名、保険適用外の妊婦健診であることがわかるもの）
- ③ 振込先の口座番号がわかるもの（妊産婦本人の名義）

【申請期限】

妊婦健康診査の最終受診日から起算して1年以内

≪申請・問合せ先≫

こども家庭課おやこ健康係（一関保健センター内）	電話：0191-21-5409
東部健康推進室（千厩支所内）	電話：0191-53-3952
北部健康推進室（大東支所内）	電話：0191-72-4087